

第 6 回下野市庁舎建設委員会会議録

開催日時	平成 21 年 6 月 29 日 (月) 午前 9 時 30 分から 11 時 50 分
開催場所	下野市保健福祉センターゆうゆう館会議室
出席委員	三橋伸夫、山家政勝、渋田唯弘、高田憲一、高山忠則、大橋久也 篠原正雄、野澤一文、松本典子、森田伊知子、三宅義彦、加藤芳江 塩沢ハル、本田茂、吉田亨、高津戸昭夫、高山孝一、黒川令 阿久津要子、佐藤英子
欠席委員	倉井徳勇、早川進、小川栄一
事務局	篠崎第一分野担当副市長 〔総合政策室〕 川端室長、落合副室長、小口主幹兼室長補佐、金田副主幹、古口主査 坂本主事
傍聴人	6 人

○次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長あいさつ
- 4 議事
- 5 閉会

○開会

(落合副室長) ただいまから、第 6 回庁舎建設委員会を開催いたします。

○委嘱状交付

< 委員の変更に伴い、篠崎副市長から高山忠則委員に委嘱状の交付が行われました。 >

○会長あいさつ

(三橋会長) 皆さん、おはようございます。冒頭、お詫びしなければいけません。足を怪我してしまい会議が一ヶ月延びてしまいました。皆様方には大変ご迷惑をおかけし、また、ご心配をおかけいたしました。さて、この庁舎建設委員会ですが、年度をまたいで第 6 回ということになりました。前回 1 カ所に庁舎を統合して新たに建設してはどうかと、こういう方向性が出てまいりました。それを受けまして、今回、どこに建てるのかとか、あるいはどういう庁舎にするのか、さ

らには、移動することで残ったところはどういう活用をするのか、こういった課題がかなり浮上してまいりました。一ヶ月遅れてしまいました。その挽回をしつつ、鋭意皆様方と一緒に議論をしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。ただ、後ほど事務局から詳しくご紹介をいただくわけですが、実はいろいろな障害といいますか、1カ所に集めて建てるといっても、事はそう簡単ではないということがだんだんわかってきたということがあります。一つは、都市計画法の改正ということもありまして、ちょっと北にインターパークというのがありますが、あのような、つまり調整区域に大きな開発が随分と頻繁に行われてきたものですから、市街地がどんどん寂れてくるということが起こって、その趣旨で改正が行われたというのが平成19年の暮れの11月頃でした。その辺がひとつあって、従来ですと市庁舎ですから、そういった調整区域にも建てられるということになるんですが、これが少し厳しくなってきたということがあります。また、候補地によっては農地を転用したりするような問題がありますし、旧国分寺町を初めとして非常に住みよいところですから、遺跡が多いというようなこともあって、新たに建設する時に地下の発掘調査ですね、そういうことが起こらないとも限らないということです。そういったいろいろなハードルがありまして、これを皆様方の中で勘案していただいて、どこに建てるのがいいのかというようなかたちで議論を進めてまいりたいと思います。事務局も従来の管財課から総合政策室に移ったということもありますので、このあと、担当の方々の自己紹介もいただきながら、本題に入っていきたいと思います。限られた時間ではありますが、皆様と十分審議を尽くしていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○会議録署名人の指名

(三橋会長) 最初に、会議録署名人の選任ですが、これは名簿順ということで、塩沢委員と三宅委員の2人をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

< 総合政策室職員自己紹介 >

○議 事

- 1 今後の検討項目について
- 2 機能・景観について
- 3 規模について
- 4 建設時期と財源について
- 5 既存の利活用方針について

(三橋会長) それでは、さっそく議事を進めてまいりたいと思います。冒頭お断りさせていただきたいのは、ご覧のように今日は傍聴席に大勢の方が見えて、新聞社の方もいらっしゃいますので、議事の途中で写真の撮影等もあると思いますの

で、ご了承をいただきたいと思います。それでは、議事に入りたいと思いますが、本日の議事として、1 今後の検討項目について、2 機能・景観について、3 規模について、4 建設時期と財源について、5 既存の利活用方針について及び6として建設位置についての意見交換ということですが、最初の1から5までは事務局から一括してご説明をいただくことにしたいと思います。それらを踏まえて、6で自由にご意見をいただきたいと思います。それでは、よろしくお願いたします。

(事務局) 資料に基づき説明。

- ・この委員会も5回の協議を経て、庁舎をつくるという大きな一つの方向性が見出された第1段階が終わって、第2段階として今後どこにつくるかという位置の問題に入ったと言えると思います。今後は、新庁舎の建設候補地についてご協議いただくわけですが、基本構想をまとめていただくことにもなりますので、基本構想を策定する上で検討すべき項目を復習の意味も兼ねて取りまとめました。
- ・資料の中ほどに点線がありますが、これから上が第1回から第5回までに協議したところで、下側の部分が第6回目以降の協議ということイメージ的に示したものです。印が四つほどありますが、この内の上から二つの「新庁舎の機能・景観と規模」と「建設の時期と財源」については、新庁舎を建設するかどうかの議論の中で、あらかじめの部分について、協議・検討がなされているということになります。
- ・印の下のが第6回目以降に協議していただく項目で、その中で特に重要なのが新庁舎の建設位置(候補地)になります。
- ・そして、これらの印の項目を取りまとめたものが基本構想になるというイメージで、第6回目以降は、点線の下のが主な議題になるということを示しています。
- ・次に、2の機能・景観については、第2回の委員会において既に資料として提示させていただいたものを再度掲載いたしました。新庁舎に求められる機能・景観等は、大きく分けて三つほど考えられます。一つ目が「市民の利便性が高く気軽に訪れしやすい庁舎」、二つ目が「市の中核としての機能性を持った庁舎」、三つ目が「環境に配慮した庁舎」となります。
- ・まず一つ目の「市民の利便性が高く気軽に訪れしやすい庁舎」では、市民に開かれ気軽に訪れることができるよう考慮している。来庁者が目的を円滑に果たせるようわかりやすい配置にする。だれもが安心して利用しやすいバリアフリーへの対応を推進する。これらをすべて総合した意味で、ユニバーサルデザインの考え方に基いた庁舎をつくっていくということになります。
- ・二つ目の「市の中核としての機能を持った庁舎」については、庁舎は行政機能、議会機能、市民利用機能をあわせ持つとともに、経済性にも十分に考慮すべきですが、特に重要なのが災害発生時に地域の防災活動の拠点としての機能を持つということだと思います。その他、言うまでもありませんが、将来の高度情報化にも十分対応できる庁舎とするということになります。
- ・三つ目として「環境に配慮した庁舎」については、特に循環型社会の構築を目指し環境に配慮した庁舎ということ。自然エネルギーの有効活用なども含めて、地球環境に優しい

考えを持った庁舎をつくっていくというようなことになるものと思います。

- ・次に、3ページの庁舎の規模については、第4回委員会の資料の抜粋です。第4回の資料の中で、庁舎の規模は約1万平方メートル、庁舎の敷地面積は約2万5千平方メートルというような想定が資料に出されました。この数字を算出するにあたって、総務省の起債基準、国土交通省の基準、また、現在の庁舎規模の3種類の算定方法に基づいて試算したものが出されています。その中で、総務省が定める起債基準に基づいたもので、庁舎の規模を想定することで大方の了解をいただいたということになります。
- ・庁舎の敷地面積は、庁舎の建築面積として3,000平方メートルで4階建て以下を想定しています。附属棟の建築面積が約1,000平方メートルで、これは車庫等ですが、公用車約40台を収容する想定です。オープンスペース、緑地等で約5,700平方メートル、来庁者、その他公用車駐車場で6,300平方メートル、210台を想定いたしました。その他、職員駐車場で9,000平方メートルを合わせて約2万5,000平方メートルとしたということです。
- ・次に、4の建設時期と財源についてですが、これも第4回委員会の資料の抜粋です。建設の時期については、合併特例債の有効活用が大前提ですので、新庁舎は平成27年度中の供用開始が必要であるということになります。建設には、おおむね2カ年程度が必要ですので、建設開始時期は平成26年度中になるということになります。
- ・財源についても、合併市町村に認められる合併特例債を有効に活用するとともに、建設までの期間に庁舎等整備基金等を最大限に積み立てるといったようなことになります。
- ・5ページ以降が今回初めて提案する内容になります。「既存施設の利活用方針について」の案を提案いたしました。この資料は、前回の第5回目の会議において、三橋会長からも3庁舎を中心として、今後、既存の公共施設をどのように利活用していくかについて、この委員会としてある程度の方向性を出して、この庁舎建設委員会として「このような方向性ではいかがだろうか」と基本構想に盛り込むべきではないかとのお話がありました。これらを受け、市として庁舎建設に絡む既存施設の利活用について、大きな考え方をまとめたものです。
- ・この資料は、施設を大きく2つに分類しています。まず、現在の国分寺、南河内、石橋の3庁舎、水道庁舎、下水道庁舎と、それ以外の公民館、図書館、体育館、保健福祉センター、保育園、公園というような施設と大きく2つに分けています。
- ・まず、4の公民館、図書館、体育館、保健福祉センターは、それぞれが特定の目的を持って設置、利用されている施設で、庁舎建設に絡んでこの目的が変わるわけでもないということから、引き続き本来の目的に沿った利用をしていくということになります。
- ・次に、5のその他の施設ですが、市には保育園、公園、学校、給食センター等、それぞれの目的に沿った施設がありますが、当然のこととして、これらも庁舎建設に係わらず、本来の機能を維持していくべき施設ということになります。
- ・ただし、これらの施設は庁舎建設に絡んで設置目的等が変わるわけではありませんが、今後とも行政改革の観点も踏まえて、そのあり方について引き続き検討していくということになります。
- ・現在の国分寺、南河内、石橋の3庁舎について、どのようにしていくのかというような大きな考え方をまとめました。現在、分庁方式を採用しておりますので、3庁舎には各行政部門が配置されるとともに、それぞれに市民課窓口が設置され、住民票・戸籍・納税証明等

の市民サービスを行っています。現在の3庁舎は老朽化が進んでおりますので、庁舎の解体も含めて広く市有財産の有効活用の中で、財政状況を十分踏まえながら、売り払いや貸し付けなども含めてさまざまな手法を考慮していくということですが、庁舎を新しく1カ所に建てた場合にも、3庁舎にある住民課窓口機能は市民の利便性を引き続き確保するために、例えば、隣接の施設に併設するなどその機能を維持し、水道庁舎と下水道庁舎についても、新庁舎建設の際には基本的に本庁に入るという考え方です。

(三橋会長) ありがとうございます。ただいま、第1回、第2回、それから第4回の少しさかのぼった資料もまとめて、確認の意味で説明をいただきました。以上の説明の中で、特にご質問、お気づきの点がありましたらお願いしたいと思います。既存施設の利活用方針については、今回、初めて市としての方針案を示されたわけですが、いかがでしょうか。

(三橋会長) それでは、三宅委員どうぞ。

(三宅委員) 確認ですが、この検討項目について、ここまで済みましたというところについて、前回までに議論して整理した経過というのを伺っていないような、それは今日用意されていないようなので、ちょっと気になると思っていたところなんです。それでよろしいんでしょうか。要するに、1カ所に統合した庁舎を新築するという経緯ですが、ただ、資料上は例えば前回の資料で庁舎の耐震補強について結論をどうするんだというところは白い空白の枠のままで、文字としては埋めてありませんし、それから、建築等々、改築のメリット、デメリットについても議論して報告したんですけども、そのことについて資料の上ではメリット、デメリットが書いてあるその資料がないなと思うんですね。そういう意味で大事な点なので、ここをどういうふう考えたから、こういう結論になったという経過がわかるようなペーパーが必要じゃないかと思っているんですが、無いままでしょうか。

(三橋会長) 重要なご指摘だと思います。いわゆる本庁方式として1カ所に統合建設ということが決まったことを、きちんと確認する資料を残しておくべきではないかというご指摘です。毎回、議事録をきちんと録り、ホームページ等でも紹介していますが、事務局としては、その辺も含めて一応努力目標として、次回にその確認を含めて、会議資料として提出をする方向でどうだろうかということですので、それでご了解をいただけますか。

(三宅委員) 私が申し上げているのは、記録というか、結局この会議のこの会として、市民の皆さんに、こういうふう考えて、こういうふうな結論が出ましたというのをわかりやすくお示しできるような答申というか、そういうものを残していくのが大事だと思いますので、はっきりわかるように資料を残しておくことが大事かなと思います。

(三橋会長) 事務局の方は、幾つかハードルがあってその調整が大変なんです。あわせて、やはり足元を固めていくことも必要になるかと思っておりますので、市民に対する説明責任という意味では大変ですが、よろしく願いいたします。他にいかがで

しょうか、よろしいですか。

6 建設位置（候補地）について

（三橋会長） また、関連してお気づきの点が出てまいりましたら、質問いただいて結構ですので、それでは、引き続き議事の6番の方に移りたいと思います。庁舎の建設位置につきましては、これも繰り返しになりますが、法定の合併協議会で方向性が絞られてきたという経緯があります。また、この庁舎建設委員会で改めてそれら候補地および他の可能性も含めて検討するというスタンスで皆様方に投げかけをしているわけですが、現実問題として、冒頭で申しましたように、それぞれの箇所について幾つか関連の法規に従った手続が必要になってくるようです。その手続は、国の方針として、それに基づいた土地の変更に常にかかわるということですので、それを下野市だけで取り決めていくわけにはいきません。特に、県との調整を含めて進めていくと、それに期間がある程度必要になってくる。ですから、先ほどご説明のあった平成27年度中の供用開始ということにらみつつ、どのくらいの期間でそういう手続が終了し、建設にこぎつけるかというところを勘案しながら行われないと出来なくなるというんですね。ですから、単に庁舎としての適地だけ考えれば、ここがいいのかもしれない。ただし、それはそういう調整手続の問題からすると少しややこしい話があり、また場所により、ややこしさの内容も違ってくるということです。次回以降もお持ちいただく都市計画図と農業振興地域図がありますが、この二つを使いながら皆様方にぜひ、候補地の選定に関してあらかじめ知っておいていただきたい事項について、これから説明をしていただきます。

（事務局） 資料に基づき説明。

- ・この資料は、本庁舎を新築する場合の建設位置（候補地）について、あくまでも理論的な検討パターンについてまとめたものです。この丸印の上から順番に優先順位が高いということではありませんが、新庁舎の位置を検討する際に、このような四つの考え方があるのではないかとことです。
- ・一つ目が、事業費節減のために現在市が所有している土地を有効に活用するという考え方、二つ目が、現庁舎に隣接して不足分の土地を買い増して建築するという考え方、三つ目が、旧3町が合併する際に合併協定を締結したわけですが、その合併協議の中で新庁舎は自治医大北側とその西側の2カ所から選定するというような合意もありますので、その合併協議会で決定された2候補地のうちから選択するという考え方です。これらの三つ以外に適地を見つけて、あくまでも適切なおところに建てたらどうかということもあると思いますが、建設に際しては、都市計画法、農地法等の関連法との係わりもあるということになります。
- ・庁舎を建設する際に考慮すべき法律等を資料としてまとめました。法律では、都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法の四つの法律が、建物等を建てる時に考慮すべき法律ということになります。資料には、三つほど市の計画等が掲げられておりますが、庁舎の位置等を選定する際には、法律のほかに下野市の総合計画、国土利用計画下野市計画、都市計画マスタープランの位置づけも考慮する必要がありますので、4法律と

3計画を掲げております。

- ・庁舎の建設位置を検討する際に考えなければならないポイントをまとめております。都市計画法では、庁舎など公益上必要な建築物のうち、開発区域とその周辺地域の土地利用、環境保全に支障がないものについては、これまでは開発行為の適用除外になっておりましたが、改正都市計画法が平成19年11月30日に施行され、適用除外の規定がなくなり、原則的に市街化調整区域内での庁舎建設は難しくなっています。ただし、建物が絶対に建たないかということだけではなく、地区計画を定めれば可能ですけれども、条件がより厳しくなったということです。庁舎等の非常に公共性の高い建物といえども例外的ではなくなったというようなことも、庁舎の建設位置を検討する上で大きなポイントということが言えると思います。
- ・次に、農地法も今国会で大規模な改正がなされました。これまでは農地法第5条第1項ただし書きにより、農地転用許可は要しませんでした。改正農地法の可決によって、国・県が転用する場合でも許可権者との協議を要することになりました。市町村の場合には、農地法施行規則の中で、同様の規定がなされる可能性が非常に高く、庁舎を建てる際には適用除外の申請の手続きが必要になったということです。
- ・農業振興地域の整備に関する法律は、転用したい農地が農業振興地域の「農用地区域」に該当する場合には、農地法により転用許可を受ける場合に、農用地区域からの除外（農振除外）をする必要があります。
- ・文化財保護法は、建物等を建てる場合には試掘をして、史跡等が出てきた場合には、設計変更して遺構を保存するか、記録保存のために発掘調査をしなければならないという法律です。
- ・下野市総合計画では「都市核」が位置づけられ、ここに庁舎等の公共施設を重点的に整備する考え方が示されています。このほか、国土利用計画下野市計画、都市計画マスタープランについても、市の総合計画との整合性を持っておりますので、同じような位置づけがなされています。

（三橋会長） ありがとうございます。

（本田委員） いよいよ建設位置の問題が出て、今お話しいただいたんですが、その中身もちろんですが、3点目の合併協議で決定された2候補地について、その時の協議がどのようなものであったんだろうか、この資料がなくちゃわからない。恐らく合併問題だったんですから、相当な論議を重ねて、こういう決定がなされたというふうに私も理解しています。この辺について、会議録なり議事録が当然あると思うんですが、そういうものを抜粋等で結構ですが、どの辺に従来の皆さんの質問なり何が出たか、そして、どうしてこういうような決定がなされたのかということをお話していただきたいと思うんです。どんな論議がなされたのかもわからないで、やはり検討している立場になれば、市民の皆さんにもお話し申し上げる時もあるうかと思しますので、参考までに、ひとつ会長さん、お願いしたいと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

（三橋会長） いかがでしょう。その辺の資料は用意できそうですか。

（川端室長） 合併協議会の協議経過を要約して少し申し上げたいと思いますが、合併協議会

の中では、まず、いろいろと議論してきた中で、旧3町でそれぞれ1カ所を提案した経過があるようです。自治医大の裏側とそのちょうど西側、この二つについて最後に残ったわけですが、その他にも自治医大駅の西側も候補地として挙げた経過があります。そのこのところは、いろいろと協議の中で、最後に優先されたのは経済性というところが非常に大きくかかわってきております。合併協議会で作成した当時の資料を見ますと、自治医大の北側の土地3ヘクタールと想定しまして、5億7,000万円程度になるんじゃないかと、そうなるようにいわれていました。それから、候補地の2番ということで、国道4号線の西側ですね、ここについては、アクセス道路の整備も必要だということで、道路整備も含めまして6億7,000万円ぐらいかかるだろうと、こんなふうになっております。そして、自治医大の駅の西側、ここについてはおおむね11億5,000万円ぐらいかかる。これについては、建物移転等が相当見込まれておまして、そこで建設費が相当高くなってしまっている、こんな状況だと思います。そこで、三つ挙げたわけですけれども、自治医大駅西については、ちょっと経済的に無理だろうということで、この案は対象外になっております。

(三橋会長) 本田委員さん、いかがでしょう。今のご説明で改めて資料として必要ですか。

(本田委員) 今のお話で経過の一部をお聞きしました。経済性と言われますと、私自身はどう理解していいのか。今のご説明でわかるわけですが、同時に分かったことは、それだけのことであったのかなというような感じもします。ですから、いわゆるキーポイントですから、ポイントがもう少し絞ったところで出ればよいと思います。そういう説明だけじゃなくて、資料で何かございませんか。こういうことで、AとBで決定したんだということが、出していただければいろいろ参考になると思うんです。市民の関心が非常に高いところですので、特に申し上げてお願いしたいと思うんです。

(三橋会長) ベースになる資料が合併協議会の膨大なものですから、そのコピーなら結構ですよ。

(事務局) はい。

(三橋会長) これも先ほど、三宅委員さんのご指摘にあったように、後で市民の方から、どうしてここなんだと言った時に、手短かに説明できるようにと、そういう趣旨だということに理解しましたので、よろしいでしょうか。それでは、先ほどご説明いただいた都市計画法の改正、農地法、それと農振法ですね。いずれにしても候補地を絞っていく時に絡む問題だということだったんですが、もともと込み入った法制度に絡むものですから、なかなか質問が出にくいと思うんですが、いかがでしょうか。

(高田委員) 今の事務局の説明では、それはクリア可能だというような印象だったんじゃないんですか。違うんですか。それならば、別にそれほど問題ないんじゃないんですか。

(三橋会長) 細かいものまでご説明はしなかったんですが、全く不可能ではない、それなりに手続をとれば可能にはなる見通しはあるんですが、いかんせん期間がどう

なのかということですね。そういうことが候補地を選ぶときに関係してきそう
だと言う、ちょっと非常に奥歯に物のある言い方になりますが、そういう制度的
な問題で手続に要する期間が、候補地を選ぶ時の大きなファクターに、条件
になってきてしまいそうだということですね。それから、文化財が出てきた時
には、そういった調査のための費用とか、そういったお金がかかる可能性もあ
るということです。

(高田委員) それを強く出すと、三つくらいの案があるんですか。そうすると段々絞られて
くると、そういうことですね。もう一つくらい決まってるというような話に
なるんじゃないんですか、そこを考えるとね。

(三橋会長) はい、どうぞ。

(山家委員) 今、聞いていますと、農振除外だとか、また文化財とか、そういうのが出てき
ますが、もう建設するには26年度中にしたいんだというお話でありました。そ
うすると、逆算して、それがもう仮に除外するとか文化財が仮にあったとか、
そういったいろいろな現実を考えてみたときに、少なくとも何年度ぐらいまで
にはそれらを目指していかなければだめなんだという、その逆算的なものね、ど
のくらいまではわかりませんが、少なくとも、もう見直していただいた
土地が面積的に大きいからどのくらいの範囲かわかりませんが、そうい
ったことも計算してみたって時に、26年度中にはそれを目指したいというこ
とになれば、逆算して、どのくらいまでにこの結論を出してもらいたいという
方向はどうなんでしょうか。

(川端室長) 26年度に建築を始めるということになりますと、実施設計が25年度には終わ
ってないと、26年から建築ができない訳です。ですから、そういったもろも
ろの法律というものは24年度ぐらいにやっておかなくちゃならないかなと、
こんなふうに思っております。

(三橋会長) 他にどうでしょうか。

(渋谷委員) 今のご意見伺ったんですが、候補地のナンバー1とナンバー2、ナンバー2の
方はそれぞれ非常に厳しい条件が入っていますね。私は合併協議会の委員でし
たが、合併協議会で候補地を決めていった時は、この法律がまだ出来てなかつ
たんですよ。ですから、ナンバー2とかの調整区域の方へ候補地が挙がったと
思うんですけども、今回はこれについても調整区域は不可能なんですね。ナ
ンバー1とナンバー2については時間がかかると思うんですよ。その地域がど
のくらい具体的には必要なのか、わかったら早目に処理をやって、ナンバー2
の方策を調べて早急に出来るような、25年度中にはもう我々も考えていますか
ら、幾らも日にちもないんでね。幾ら言われてもこの手続きが終わればいいん
ですけども、そうは簡単にいかないと思います。そういう意味で、どれくら
いの期間が調整区域なんかにかけるとすれば、手続き関係で時間がかかるのか、
そういうところをちょっと知りたいなと思います。

(川端室長) 難しい質問ですが、法律が変わったのが平成19年12月で、実際に栃木県内でそ
の後に地区計画等を定めてこういった提案をしているところが8カ所でしょ

うか。8カ所のほとんどが地区的には工業系の計画で、庁舎を念頭に置いての地区計画というのはこれまでに例がありません。その中でいろいろとご指導いただいているんですが、地区計画というのは地元の市がつくりまして、もちろん住民の皆さんのご理解もいただかなくてはなりません、最終的には県の同意が必要です。県にはこういうときには同意しますよというパターンがあるわけですが、このパターンの中ではなかなか想定しづらい、こういうふうな話をしていきまして、今後よく検討してと、こういうご意見をおっしゃっていただいております。ですから、なかなか時間の問題といいますが、そういったこともありますし、改正農地法が今後どのように影響して来るのか、それはもちろん厳しい方向での法の見直しでありますから、そういった影響も考えておかなければなりませんので、大変申しわけありませんが、ご了承いただきたいと思っております。なるべく早く、制度の方の具体的な見直しをつけたいと、このように思っております。

(三橋会長) 少し不透明な状況で、なかなか意見がないようですが、他に何かこういうことも考えられないかとか、こういうことはどうなんだというようなことはありませんか。

(本田委員) 会長の立場としてはそうやらざるを得ないんでしょうが、少なくとも公共用地ですよ。これがほかの工場とか別のものが建つとかというのではなくて、本当にやらないやならんのだと。この意味で建たないんだとか、出来ないんだとかという考え方を先に言ったわけですね。やはり積極的にいかなきゃだめだと思うんですよ。こんなものだろうじゃなくて、先生方は消極的です。やはりこの問題は大きな問題ですから、下野市にとっては、真剣に考えてやることだと思うんです。もう少し、ひとつ気合いを入れてやってください。お願いします。

(三橋会長) 確かに、気合いではなかなかそういう意味で理解できない部分があって、やはり、気合いより理屈があるんです。どうしてここのか、ということを引きちんとしないといけません。

(三宅委員) 何を伝えるのか、いま一つよくわからないんですが、見学させていただいて、2カ所も含めて、それぞれについて、網かけの点からするとこういう点がある、白地だとか、かかっているとか、あるいは網かけから見てですね。他に例えば、3町の一体感の関係からするとちょうどいいとか、農地取得の点からするとどうだとか、そういうものを整理した一覧表のような評価表というようなものを既にお手持ちであれば出していただいで、それで皆さんに見ていただかないと、今、委員が求められているのは、評価すべき項目がどういう項目であるべきかというのを求められていらっしゃるのか、あるいはそのことはもう大体わかっていると。わかっているのであれば、こちらの協議をして、各地域とか、他のところの土地についてはこういう事情にあるとかというのを並べてしまえば、それで提案なり質疑をされないと、前へ進まないと思うんです。

(三橋会長) 実は、一応のたたき台として、三宅委員さんご指摘の候補地ごとに整理したものがありますけれども、それはあくまでも、こういう制度だけの話です。私と

しては、それ以外に、やはりこういう観点でどうか、こういう制度があるというようにこととして、何回目が正しく思い出せませんが、やはり駅に近い方がいいとか、そういったご意見もいただいておりますし、地価というか経済性は重要だというようなこともあったと思います。そういった点を、どんどん出していただいた上で、その評価表を整理し、こういう点ではこうだ、こういう点ではこうだと、いろいろな観点を含めた評価表をつくっていかないとと思いますので、今日は持って来ていただいておりますが、それはあくまでも行政の問題と、手続きがやさしい難しいという、そういう観点だけのものですから、そういう意味ではご提出するものは時期尚早かなという気持ちはしておりますので、ぜひ候補地として決めていく観点として何があるのか、このあたりのご意見をお願いしたいと思っています。法手続の問題もかなり大きなウエートを占めるようになってきたということです。ただ、それによってだけ候補地が決まるわけでも、もちろんないということだと思っています。

(松本委員) 随分とお話しを聞かせていただきましたが、最近は何舎建設委員に就任していることは、ちょっと言わないようにというか言えないみたいになりました。そのくらい、皆さん関心があります。簡単に言えば、国分寺側になるか南河内側になるかという問題ですよね。市民の声を聞きますと、私は早くこの候補地を決めて、そうしないとこの共通の問題も、それにいけないと思います。だからして、どちらにしようかもめていたんでは、それこそ進まないと思います。もう期限が来ているんですから、どちらにするのかを決めて、それで前へ進んでいただければと思います。何回やっても、とても進まないんじゃないかと思っています。

(高山孝委員) 今の意見のとおりだと思いますが、自分なりに思っている候補地があります。そこにどういう規制がかかっていて、どのくらいの金額で建設できるのか、それについて、どう調べたらいいのかというのがちょっとわかりません。

(三橋会長) そうしますと、どうしましょうか。内々に事務局と詰めていただいて、十分候補地になり得るかどうか、これはいいかもしれないというのであれば、次回に示していただくというのはどうでしょうか。

(高山孝委員) 他の方も出来ればと思います。

(三橋会長) それでは、のちほど次回の日程の説明もあると思いますが、おおよそ一ヶ月先ですから、その辺は少し早目に打診していただくということで、よろしく願いいたします。

(佐藤委員) そろそろ元に戻った方がよろしいかと思ひまして、候補地が2カ所ということで、私はこの間もその場所に行ってきました。私の考えなんですけれども、間に合わせるには、この委員会で早く候補を決定してあげないと間に合わなくなるんじゃないかというのが一番心配なんです。三宅さんにちょっと伺いたいんですけれども、自治医科大学北側の県有地ですが、自治医大として、あの北側に土地を確保していくというような予定はないのでしょうか。自治医科大学というのは国がやっているんですから、恐らくあの土地を目指していかれ

ると、これは庁舎は建てられないと思うんです。このことがちょっと心配になりました。

(三橋会長) もし答えられなければ、差し支えない範囲でけっこうです。

(三宅委員) 自治医科大学を代表して申し上げる立場にはありませんが、少なくとも北側の庁舎候補地に関して、現時点で、自治医科大学として利用しようというようなことはありません。

(佐藤委員) ということだと、まずはどちらの方が建設に時間がかかってしまう可能性が強いかということも、少し事務局の方で話していただければ、大体決まってくるかと思うんですけれども、お願いいたします。

(本田委員) おっしゃるとおりだと思いますよ。

(三橋会長) 今の佐藤委員さんのご意見は、もうこの2カ所で議論していいのではとそういうふうに出てきたんですが、他にどうでしょうか。今日、事務局が提出した資料ですね、7ページにありますように、この辺がまだ事務局としては、2カ所に絞って議論して欲しいというわけじゃ必ずしもないと、こういう提案をしていただいたところなんです。今、2カ所でいいのではないかというご意見にもかかわっているわけですが、他にこの件に関してご意見はありますか。

(高田委員) 2ヶ所という話は、合併前の話からあったわけですが、それでなかなか合併も難しかったというような話も聞いていたんですが、今、会長が言ったこの2点がいいという話なんで、以前もらった資料を見たんですが、市有地がありますよね何ヶ所か。面積的にちょっと見てみたら、場所的には別にそこまで考えてないんですが、現実的には旧石橋中学校があるんですね。下野市からするとはずれの方になるというような気もするんですが、そういう方法もあるんじゃないかなと思います。

(山家委員) もうね～、いい加減に時間かけないで。養蚕試験場は面積的に周りはもう行き詰まったところで、こっちは鉄道だ、狭いだ、自治医大、後ろは上三川かな、そういうところですよ。私なりにこういうふうに線を引いてみたんですよ。ここが石橋の分庁舎、ここは、今の庁舎の方の通りね。そうすると、こういうふうに十文字ができるから、やはり条件的にこれを広げると、上下関係にしても大体真ん中、両サイドも大体真ん中なんだよ。そうすると、私はこの十文字のところは、私も国分寺に住んでおりますけれども、この辺は畑などもあって、山林もあります。できればこの辺のところで、もう一つに絞って、私は話を進めていかないと。1点に絞って、ここで行くんだという形をとらないと、いつまでも会議なんかばかりやったら意味がないんだよ。やれば戻る、また戻って来る、また進んで来るというようなことで、私はもうその1点だという考えで行って進んでいった方がよろしいと見ております。

(三橋会長) ここは第2候補地ということでしたね。

(山家委員) そうです。

(三橋会長) 今の山家さんのおっしゃられている候補地というのは、確かに農振のいわゆる白地地域で農用地では決していないところという、そういうお話だと思うんです。

が、私の方でちょっと補足させていただくと、都市計画法の改正という観点を最初にさせていただいたんですが、今までの制度だったら適用除外でそういうことも出来たんです。ただし、改正されたその趣旨というようなもの、つまりこの市街化区域に隣接するかたちで開発地区を決定して、その一部に庁舎が入る、庁舎単独でそれをつくれるということではなくなると、そういう趣旨なんですね。ですから、そこに庁舎を持って来るといって、範囲をこういうふうの開発するんだという絵をかいて、だから、その場合には道路がここに入りますとか、ここにこういうふうにつくりますとか、それだけの投資を前提にしなければいけないということですね。だから、土地として安いかもしれないけれども、そのための基盤を整えて、下野市として、これをやらないといけないという、そういう話ですから、こういう制度が候補地を選ぶファクターになったという、そういう意味なんです。ですから、やはりこちらの地図でいえば、やはり肌色に近いところじゃないと、お金がかかるようになるだろうということです。しかも、この青い農用地区域ですと、なおさら難しいということなんです。だめというのは言い切れませんが、難しくなります。

(山家委員) そんなに考えてくれなくても……。

(三橋会長) インフラ整備費、こういったものはお金が非常にかかる。それを了承した上でというのであれば、もちろん候補地として決定する場合、不可能ではないんでしょうけれども。

(高津戸委員) 候補地を決める要素として、下野市全体としての中心位置というのはどこなのか。私の会には、人口の重心がいいだろうという要望がありましたけれども、次回の会合までに、この辺が市の人口の重心だよというお墨つきをいただいたらと思います。それから、先ほどお話が出ましたけれども、市有地を有効活用できないかという第5回の5ページですか、市有地の資料をもらっていますけれども、駅前のようなところでもしあれば、大きな通りには、私、今ちらっと思ったのは、これは公園とかいろいろありますので、諏訪山公園とか祇園原公園とか、その辺を考えていいんじゃないかと思います。ただ、それには別のまた、しわ寄せはあるかとは思いますが、そういう点でひとつ検討していただければいいなと思います。

(三橋会長) 先ほど、高田委員さんからは旧石橋中学校跡地、これは市街化区域の中ということですから、そういう意味でも制度的な敷居はかなり低い、設備費もかからない。ただし、かなり石橋地区に偏っているとこういう全市的な市域から比較すると、その辺がハンディになると、こういうことだと思います。山家委員さんのお話の4号の西側の将来的に県がつくるであろう道路を想定したところになると、その地区計画をどう定められるかと、つまりそれは地価としては安いかもしれませんが、附帯的にお金がかかるんですね。また、今の高津戸委員さんのお話ですと、幾つかの市有地として公園も想定されるんじゃないかということです。ちょっと私、今、どの辺のお話が了解していませんので、これもやはり同じような、そこを含む地区としてどういう開発するか、市街化区

域としてですね。

(高津戸委員) 今の場所は、ピンクの範囲内です。

(三橋会長) そうすると、旧石橋中学校の跡地と同じ条件ですね。

(高山孝委員) 何人かの委員から候補地が出てきましたが、私は、庁舎は場所的にはどこでもいいかなと思います。と言うのは、福島県でも東京でも、中心街からちょっと外れていますよね。そういう考えから言うと、外れてもいいかなということで、南河内の庁舎があると思うんです。体育館、保健センター、図書館、公民館とごちゃごちゃとあると思うんですけれども、それを整理して、あそこがいいかなと思っています。ちょっと段差があるので、あの段差を利用すると、また特別な庁舎が建てたらと思うんですけれども、ちょっとお願いしたいなと思います。

(三橋会長) そうしますと、2候補地の他に、ちょっと話がややこしくなりますが、やはりそういうことを検討した上でないと、なかなか市民の方が納得し切れないところがあると思いますので、これはぜひとも、今まで皆さんが唱えられた、拳がかったところについて、従来の2カ所と同じように比較が出来るようになればと思います。

(三宅委員) 進め方なんですけれども、先ほどお伺いした時点では、評価基準を何にするのかというのはお求めになっていらっしゃるのでしょうか。今やっけていらっしゃることは、ここで検討材料にする場所をこの場で手を挙げたら、それはまずいかなというように進められているふうにも聞こえたんですけれども、恐らくそういうことではなくて、評価基準でも市民の方々にとって、どういうふうを考えていただくかというのを尽くした上で、その評価基準に照らしてみると、およそ考えられそうなことは全部検討したら、残ったところはこの辺だねと、で、決めていく。その時の評価基準に関して、参考になる事柄が合併協議の時に経過の中であったんじゃないかということで、問題点として資料をいただいている。それは、きっとその議論の中で評価基準で幾つの点があったと、それはきちっと担保しなきゃいけないというふうに。ですから、次回、お作りになるということについて、今ここで声が出たところということではなくて、たまたま、ここで声が出た、出ない、じゃなくて、市民の皆さんから見たら、大概こういうところについては可能性がありそうだなということについては、およそだれが見ても、こんなところはだめだね、とかある、というふうに思う。その上で評価基準というのを眺めてみて、土地だとか制度とか、あるいは市全体から見た時に半径だとか、そういうことについて、全体にその対象になりそうなところについては、評価表をおつくりになられる。それが結局は、何にも統一的にご存じない市民の方にとって、ああ、なるほど、こういうふうに検討してみたら、ここへ来るんだなという納得感になるんじゃないかと思うんですね。ここへ出たか出なかったかということで、選定地についてお決めになるのは、後々の納得感につかならないと思います。

(三橋会長) ありがとうございます。言い訳になりますが、それぞれの委員から4カ所出

た候補地、その推す理由が私にとってみれば評価の視点です。市街化区域の中にあるじゃないかというのは、恐らく手続的に必要になれば転用の必要がないとか、そういう制度的な問題ないしはそういった期間、手続上の期間の問題、期間を短くするとか、ただ、さっき私が申し上げたように、ちょっと重心から外れるんじゃないか、そういうものの評価もあるし、そういう意味で評価の視点だけを糸口にさせていただくのは、多分なかなか難しいんだろうと思います。ここを推すという意味で、ご意見をいただくことで、私個人としてはその辺の評価も同時にいただいているなというふうに感じています。

(本田委員) いろいろご意見もありましたが、先ほど山家さんがおっしゃいましたよね。私は、本当は見つけれられると思うんですよ、私はそう思います。というのは、この席で初めて、旧石橋中学校の跡地がというお話が出たようですが、これはその土地の方の考えでしょうが、私は石橋が大好きで、この石橋に生まれ育ってますが、私はその話が出るとは思っておりませんでした。というのは、冒頭、事務局からもお聞きしましたが、この3町合併の場合、真剣に取り組んだ方が、いろいろな喧々諤々の議論の末に、その結論を出したと思いますよ。ということは、AとBということで、一応は決着したということで聞いております。やはりあの線で私はよろしいと思いますよ。これはもうここで、会長、幾ら納得がいかないと言ったって、この問題は同じだと思いますよ。私は石橋が変わる時には、やはりその当時にご苦勞をかけた3町合併のいろいろな結論の中で、喧々諤々とやられた結果、ああいう答えが出たということは尊重しなければならないと思います。じゃないと、いろいろな支障が出て来ると思いますよ。これは強く申し上げたいと思います。やはり山家さんのおっしゃったとおり、何度繰り返しても同じことは、私もこの立場でありながら、もういろいろなことを考えてはまいりましたが、その点、会長、よくひとつご理解いただきたいと思います。

(三橋会長) 今の本田委員さんのご意見を私なりに解釈すれば、合併協議会でそういう流れになった。それは、だからある程度市民といいますか、旧町民の方々の意向が反映している。こういうことも尊重すべきだということですね。今、本田委員さんのご意見も、一つの視点として含めればよろしいのではないかと思います。

(野沢委員) 5ページに関連の施設をどう活用していくのかについてありますが、市民課窓口機能は確保していくというようなことで、ここに言うておりますが、それと、建設位置について、この場で皆さんからいろいろなご意見、私は三宅さんのおっしゃる点で同感ですが、私からも、それでは、じゃ、こういうところもあるよというようなところでお話をさせていただきたいと思います。総合的には三宅さんのおっしゃられた点で、市有地、あるいは現庁舎のところ、いろいろなところを照らし合わせて、7ページにあるこのまる四つのところで、いろいろ同じレベルで候補地にして、ここから判断していくということでは私は同感です。

(三橋会長) そろそろ時間も迫ってまいりましたので、まだ発言がない方のご意見をいただ

きたいと思います。

(加藤委員) 今日、建設候補地について意見を皆様から聞くということなのですが、資料がなかったのととても残念に思っています。合併協議会で決まっていた2候補のどちらかに建設するという項目があるんですけども、誰がおっしゃったように、私も合併協議会で2つのところがいいんじゃないかと言ってくれたので、一応そのどちらかということに進めてもらったほうがスムーズに行くんじゃないかと思っています。

(三橋会長) はい、どうぞ。

(吉田委員) 何回も出つくしましたけれども、やはり合併協議会で話題になりました2カ所、ここでも出ますけれども、それ以外、どこの土地もなかなか進まないと思うんです。あとは会長決断で、やはり決めていかないと、少なくともこれ以上進まないと思うんですね。

(森田委員) 今日は、意見が出つくしていると思うんですけども、新たな候補地やこういう案もあるんじゃないかということで、いろいろ法律的に規定があって、新たな条件が加わって来たので、今まで考えて来たところがそのままスムーズにはいかなかったという点で、また新たなハードルが出てきたんだと思います。その点で、今日、新たな項目に取り入れては、こういう場所もあるんじゃないかという意見も出てきたかと思うんですけども、次回の委員会までに候補地として考えられるメリット、こういう点から候補地を挙げたらいいんじゃないかという項目ありますよね。いろいろ財政的な面とか、アクセスの面とか、いろいろ条件を何点かあると思うんですけども、合併協議会で出た2カ所も含めて、今日出た場所も含めて一覧表みたいにして、それを作っていて、次回の委員会の資料がいつも事前に出てきますので、それに目を通してらって、次回の委員会で候補地を集約していったらいいんじゃないかと思います。

(大橋委員) ずっと聞いていますと、皆さんの意見は大体同じ意見だと思えます。資料は7ページですが、本庁舎を新築する場合の建設位置(候補地)として書いてありますね。その中の、現庁舎に隣接する新たな用地を取得し建設する。その3庁舎の中で、一番取得しやすい庁舎のところなのか、あるいはまた、その周りに取得しておいた市有地についてはどこかお示しをいただければ、ご覧になったら皆さんもわかるでしょうし、理解ができるんじゃないかと思うんです。丸の三つ目ですか、3番目に合併協議会で決定された2候補地というのがあるんでひっかかるんですけど、これだったらいいなとやっていただいた方がすっきりするんじゃないかと思うんですが、そのことを提案したいと思います。

(三橋会長) やはり調整のスタンスは、合併協議会の時の答申を尊重しつつも、改めて今の時点で委員の方々それぞれが、共通の視点で評価をいただくような資料をつくって、改めて仕切り直しをする案もあるのだと思います。そうしないと、やはり何でこうなんだということに対して、どうしてここは検討しなかったのかということに対して、十分この委員会の中で答えられないと、さっきも私、怒られてしまったということになりますので、委員さんからの意見はまとめていた

だいたような形になりますが、こんな形で次回、限られた時間しかございませんので、満足のいく資料になるかどうかは今後の時間との関係になると思いますが、できるだけ有効な議論になるように、私も資料作成に知恵を出して参画をしていきたいと思っております。その覚悟でおりますので、よろしくお願いしたいと思います。他にどうでしょうか、どうしてもこれだけはというのがなければ、一応次回に向けて資料づくりの宿題を賜ったと受けとめて終了したいと思います。よろしいでしょうか。

< 委員了承 >

(三橋会長) 活発なご意見をいろいろとありがとうございました。

7 その他

(三橋会長) その他で、事務局から何かありますか。

(事務局) その他として2点あります。1点目は会議の開催日程です。今後、おおむね一ヶ月に1回程度ずつ開催していくこととなりますが、とりあえず第6回から10回までの日程を会長と相談のうえ決定させていただきました。第7回目が来月の28日火曜日の午前中となります。以下、第8回から10回まで予定させていただきました。基本的にはこの日程で開催させていただきたいと思いますが、今後とも実現可能性について、県とも協議をしなければなりません。市が努力しても、県との絡みで、県から方針が示されない限り建設的な意見交換が出来ないということもあります。その際には、随時、会議をうしろの方にずらすということもありますので、その点はご了承いただきたいと思います。もう1点ですけれども、これまで管財課が所管していた時には、おおむね3カ月に1回委員会が開催され、資料の方も約3週間前に差し上げておりました。しかし、今後、基本的に毎月開催するということですので、会議の開催通知については約2週間前に、会議資料は3日から4日前にお送りさせていただくことでご理解をいただきたいと思います。

(三橋会長) 次回の日程を見ますと、7月28日を予定しております。皆さんお忙しいと思えますけれども、できるだけ皆さんおそろいの中で協議したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○閉会

(三橋会長) 以上で、下野市庁舎建設委委員会を閉会いたします。